

(別表 1)

## 事業継続力強化支援計画

### 事業継続力強化支援事業の目標

#### 1 現状

当商工会近郊の災害発生状況および想定される災害発生情報は、栄村が策定した①栄村洪水ハザードマップ、②栄村防災マップ（①平成22年②平成27年策定）、及び J-SHIS(防災科学技術研究所)が発行する地震ハザードステーションにより状況分析を行う。

#### 【栄村の概況】

長野県の最北端に位置する栄村は、東西 19.1km 南北 33.7km、周囲 106.0km におよび、271.66 平方キロメートルの広大な面積を有しており、その 92.8% を山林原野が占めている。また、北部を千曲川が東西に横断し、志久見川・中津川が南北を縦断して流れ、それらの川の沿岸平坦部に集落を形成している。南部は鳥甲山、苗場山を中心に、2,000m 級の山々が連なる山岳地帯で、日本海型の気候により全国でも有数の豪雪地として知られている。豊かな自然と温泉資源に恵まれ、また東京などの首都圏からは新幹線、高速道路などを利用すれば、ごく短時間のうちに訪れることのできる立地である。

#### 【栄村の場所】

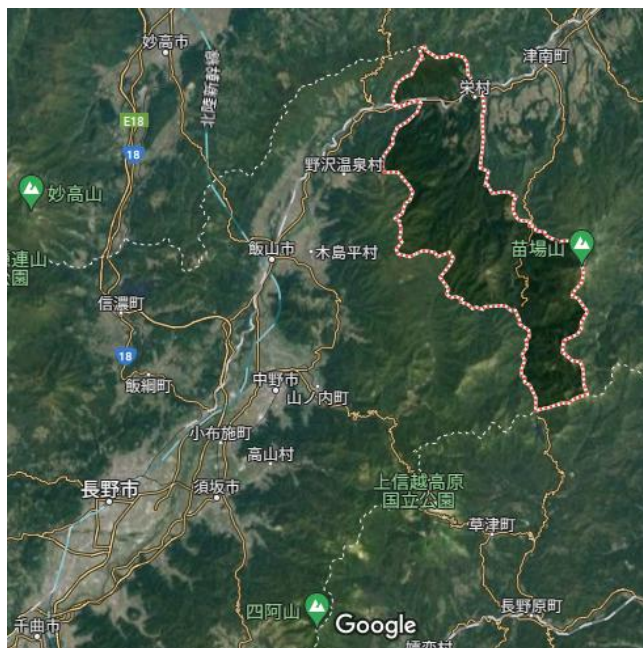


図1 栄村の場所（紅白線内）



図2 左図拡大



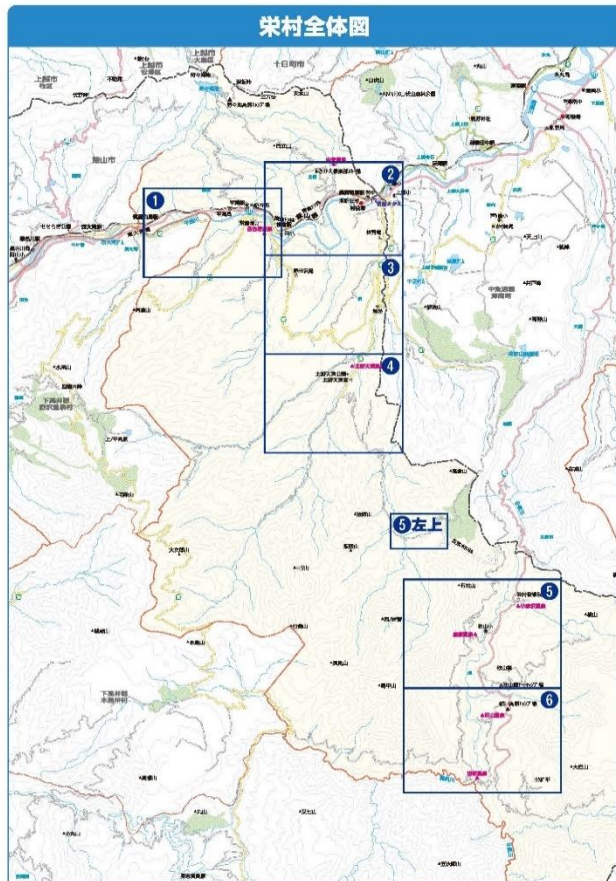


図4 栄村防災マップ

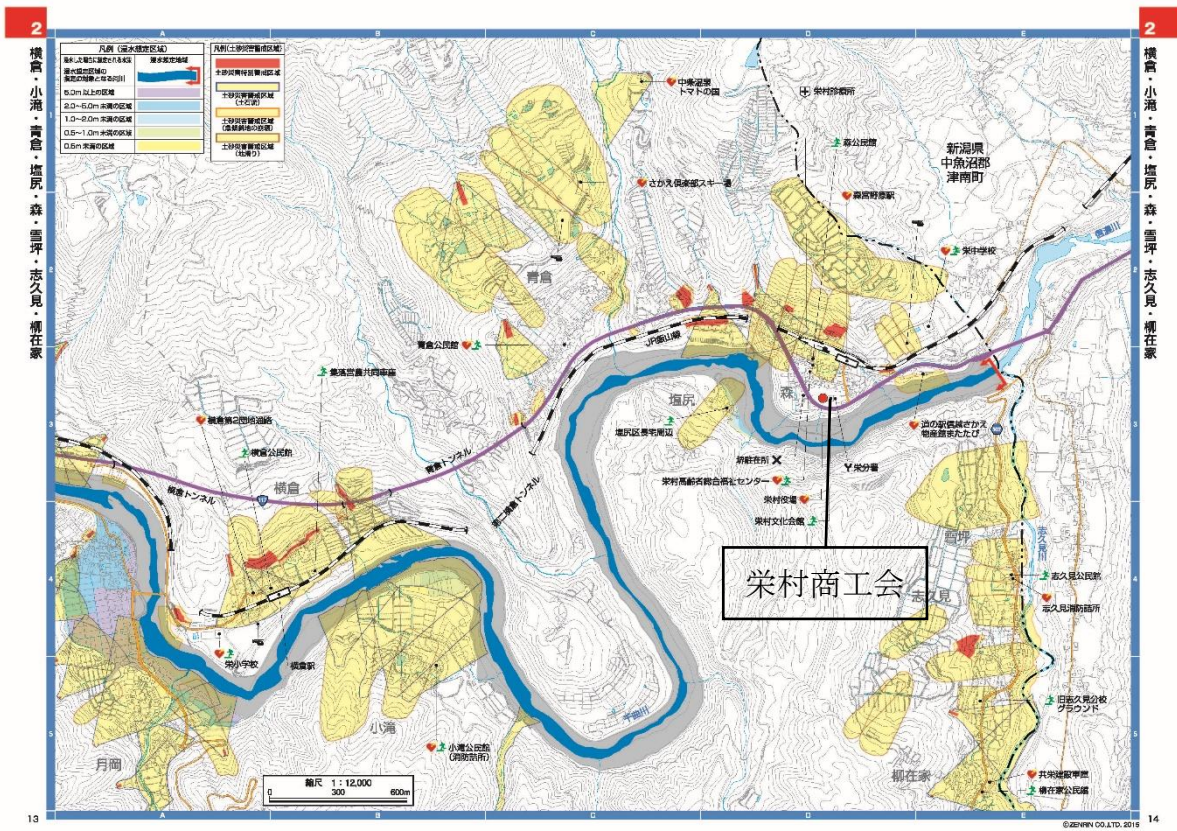


図5 栄村防災マップ (図4中②の拡大図)

(土砂災害：栄村防災マップ)

商工会周辺土地は東西に横断する千曲川を底にするように傾斜が形成されているため、土砂災害警戒区域も同様に千曲川向かって扇状・楕円上に広がっている。栄村商工会は土砂災害警戒区域上にないが、周辺住宅地の多くは区域上にあり、また村内の国道並びに電車線路上にもかかっているため、土砂災害発生時は住宅と交通の両方において多大な被害が想定される。

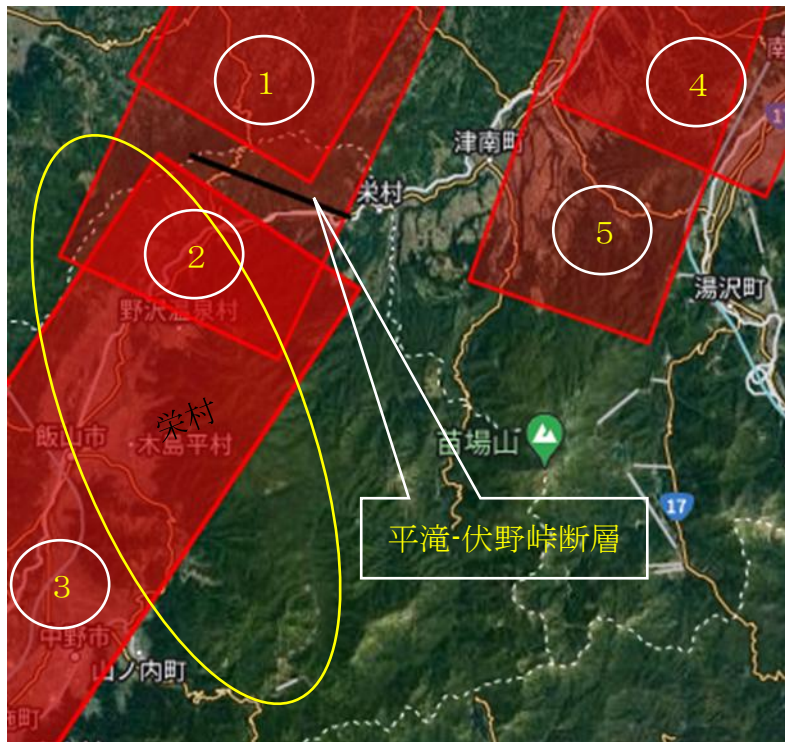


図6 栄村周辺の断層分布

- ①十日町断層帯西部
- ②高田平野東縁断層帯
- ③長野盆地西縁断層帯飯山-千曲区間
- ④十日町断層帯東部
- ⑤六日町断層帯南部

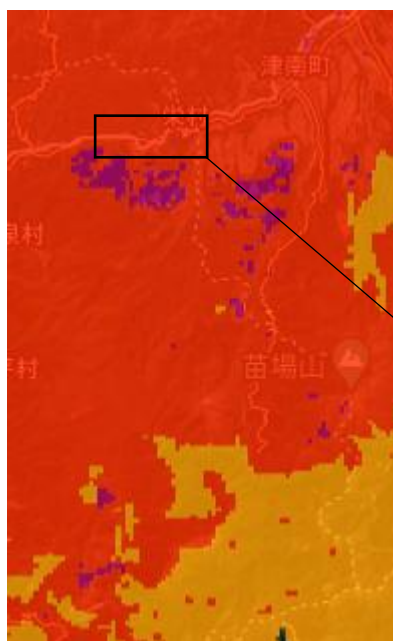


図7 今後30年震度5強以上の揺れに見舞われる確率の分布図

(橙：6～26%、紫：26%超)



図8 左図黒枠部分拡大

栄村商工会

(地震：J-SHIS)

栄村は、「高田平野東縁断層帯」「長野盆地西縁断層帯飯山-千曲区間」「平滝-伏野峠断層」と3つの断層上にあり、また、その断層が震源となった場合、影響を受けることが予想される断層が周囲に多く存在する。

今後の地震予想においては、栄村はおおむね6～26%の確率で大規模な地震が起こるとされ、村内の主要な住宅地も同様である。ただし、村中央付近の農耕地では26%以上の確率と示されているので周辺地域も含め注意が必要である。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当村においても多くの村民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

## (2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 94人
- ・小規模事業者数 88人

[内訳]

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
建設業	25	22	
製造業	9	8	
卸・小売業	17	15	
宿泊業・飲食業	23	23	
サービス業	17	17	
その他	3	3	

## (3) これまでの取組

ア 栄村の取組

(ア) 栄村地域防災計画の策定（令和3年度見直し修正）

当村では、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、栄村防災会議が作成。村、関係機関、住民等が相互に協力し、村域に係る災害予防策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を推進することにより、村域における土地の保全とかけがえのない住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

(イ) 「災害に強いまちづくり」

第6次栄村総合振興計画(令和4年度～8年間)において、「災害につよい村づくり」を重点施策と位置づけ、近年増加する気候変動による災害の発生に備え対策の強化を実施している。実際に被災した、長野県北部地震、令和元年東日本台風災害発生前後の行政対応や住民行動を振り返り、今後の災害発生時の対応に生かすとともに、事前の災害想定や対策を強化し、「災害につよい村づくり」に取り組んでいる。

(ウ) 防災啓蒙活動

災害発生時の被害を最小限に抑えるために、住民・消防団・役場職員それぞれに災害時行動マニュアルを整備している他、栄村防災マップを更新するとともに、災害発生時に有効に機能するための総合防災訓練を実施している。また、通常、災害時の情報発信・受信手段についても強化を進めている。

(エ) 防災備品の備蓄

栄村地域防災計画に基づき、村は、大規模災害が発生した場合、広範囲な市場流通の混乱、物資の入手難が予想されるため、道路等の復旧とともに流通インフラがある

程度回復し、他地域からの救援物資が届くまでの間、被災直後の住民の生活を確保するため、生活必需品及び食料の備蓄・供給体制の整備を進めている。

#### イ 当会の取組

##### (ア) 事業者BCP策定関係

- a 事業者BCPに関する国の施策の周知
- b 長野県BCP策定支援プロジェクトの活用による個別支援

##### (イ) 災害後の事業者実支援関係

- a 商工会危機管理マニュアルの策定と毎年更新（令和6年12月）
- b 防災備品（ラジオ、乾パン、水等）を備蓄し、公用車1台に設置
- c 商工会のBCP関連の各種共済制度への加入促進

## 2 課題

- ア 小規模事業者が多く、事業者BCP策定が進まない。
- イ 当会職員の大半が村外のため、夜間・休日時における体制がとれていない
- ウ 指揮命令最高責任者である会長が、常勤ではない。
- エ 感染症対策において、地区内の小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてのマスクや消毒液等の衛生用品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することが必要であり、課題である。

## 3 目標

- ア 事業者BCP策定実態調査を実施する。
- イ 地区内の小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ウ 災害時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当村との間における連絡ルートを構築する。
- エ 被害調査用のヒアリングシートを策定する。
- オ 発災後速やかな復興支援が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から準備し、訓練する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### 4 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和8年4月1日～令和13年3月31日)

### 5 事業継続力強化支援事業の内容

#### (1) 事前の対策

- ア 令和6年12月に策定した広域連携商工会(野沢温泉商工会、木島平村商工会、栄村商工会)危機管理マニュアルを作成したが、本計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発災時に混乱なく応急対応等取り組めるようにする。
- イ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ウ 事業者BCP策定実態調査を行う。

#### (ア)小規模事業者に対する災害リスクの周知

- a 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水害補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等)について説明する。
- b 定例の毎月の文書発送、ホームページ等において、本計画を公表するほか、国・県の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要等を周知し、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の掘り起こしを行う。
- c 小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易なものを含む。)の策定による実効性のある取組の推進について指導及び助言を行う。
- d 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- e 中小企業庁の提供するBCP作成ツールも活用する。
- f 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者は常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- g 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### (イ)商工会自身の事業継続計画の作成

令和6年12月に策定した商工会広域連携商工会(野沢温泉商工会、木島平村商工会、栄村商工会)危機管理マニュアルを毎年加除更新する(別添)。

#### (ウ)事業者BCP策定等に向けた関係団体との連携

- a 「長野県BCP策定支援プロジェクト」を活用し、BCPの策定を希望する事業者に対してのセミナーの開催や個別支援を実施する。
- b 長野県商工会連合会の広域専門経営支援員や関係機関に支援を要請し、事業者BCP個別策定を支援する。

#### (エ)フォローアップ

- a 小規模事業者の事業者BCP等の取組状況の確認

#### (オ)当該計画に係る訓練の実施

自然災害(マグニチュード6地震)が、発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。訓練は必要に応じて実施する。

#### (2) 発災後の対策

自然災害の発災時は、人命救助を第一とし、そのうえで、地区内の事業所の被害状況を調査し、関係機関へ連絡する。

## ア 応急対策の実施可否の確認

- (ア) 発災時 1 時間以内に役職員及び家族の安否報告を行う。
- (イ) 安否確認の責任者は、安否確認を踏まえ出勤可能人数を把握する。
- (ウ) 被害状況の確認者は、商工会業務継続に係る家屋、設備の被害状況を把握する。
- (エ) 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- (オ) 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、長野県の感染症対策に基づき当会による感染症対策を行う。

## イ 応急対策の方針決定

- (ア) 当会と当村との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- (イ) 被害規模を目安として、応急対策の内容を決定する。
- (ウ) 職員は、事業継続力強化計画（危機管理マニュアル）の緊急時の役割分担の業務を担う。

### 被害規模の目安

A (事務局機能が不能となると想定される) 被災事業者が 50%以上	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 震度 6 以上の地震が発生、または発生する恐れがある時</li><li>・ 大規模火災が発生した時</li><li>・ 台風原因とする災害が発生、または発生する恐れがある時</li><li>・ 大雨による災害が発生、または発生する恐れがある時</li><li>・ その他、甚大な被害が発生、または発生する恐れがある時</li><li>・ 新型コロナウイルス等が発生、または発生する恐れがある時</li></ul> 長野県感染警戒レベル 5・6
B (事務局機能の大幅低下が想定される) 被災事業者が 30%程度	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 震度 5 の地震が発生した時</li><li>・ 洪水、噴火、火災が発生、または発生する恐れがある時</li><li>・ その他、村内に被害が発生、または発生する恐れがある時</li><li>・ 気象庁から各種警報が発令された時</li><li>・ 新型コロナウイルス等が発生、または発生する恐れがある時</li></ul> 長野県感染警戒レベル 2・3・4
C (事務局機能の軽微な低下が想定される) 被災事業者が 10%程度	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 震度 4 の地震が発生した時</li><li>・ 気象庁から注意報が発令された時</li><li>・ 商工会の近隣において停電、火災が発生した時</li><li>・ 新型コロナウイルス等が発生、または発生する恐れがある時</li></ul> 長野県感染警戒レベル 1

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じていると考える。

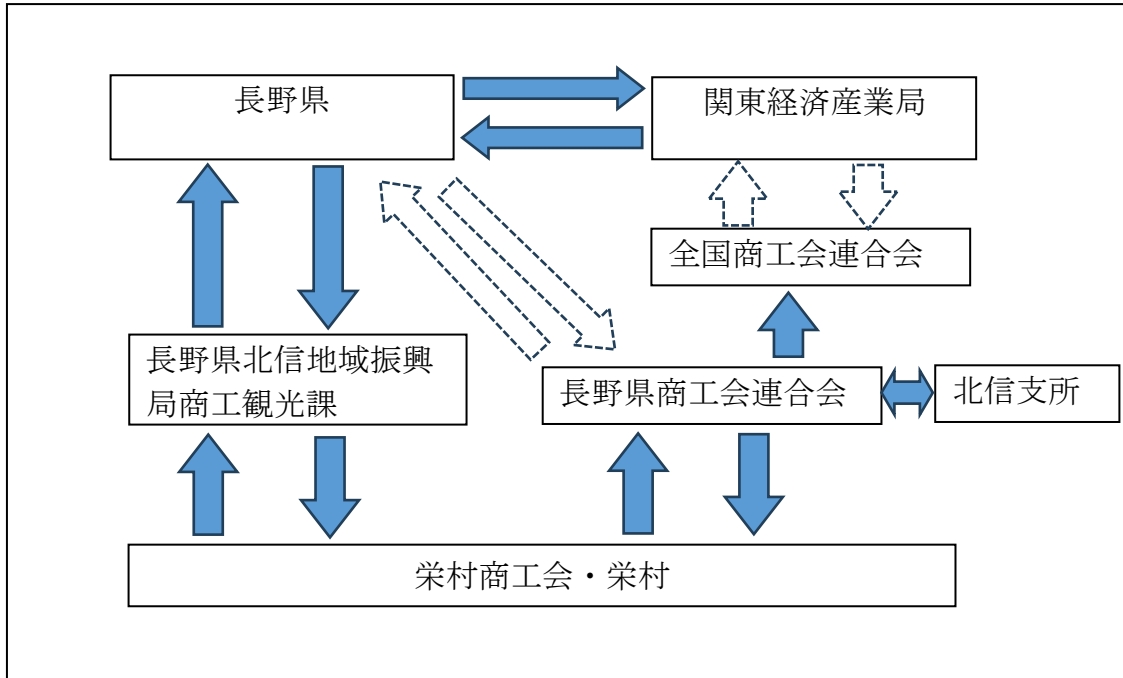
(エ)により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

期間	情報共有する間隔
被災後～数日間	原則、1 日に 1 回共有する。 特別な事情があれば迅速に共有する
数日後～1 ヶ月	1 週間に 1 回共有する。 特別な状況があれば、その都度共有する。
1 ヶ月以降	1 か月に 1 回共有する。特別な状況があれば、適宜共有する。

(オ) 栄村で取りまとめた「栄村新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交替勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

## (3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ア 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- イ 二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ウ 当会と当村は、被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- エ 当会と当町が共有した情報を、当町から長野県北信地域振興局商工観光課へ報告する。
- オ 感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当村が共有した情報を当村より長野県北信地域振興局商工観光課に報告する。



#### (4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

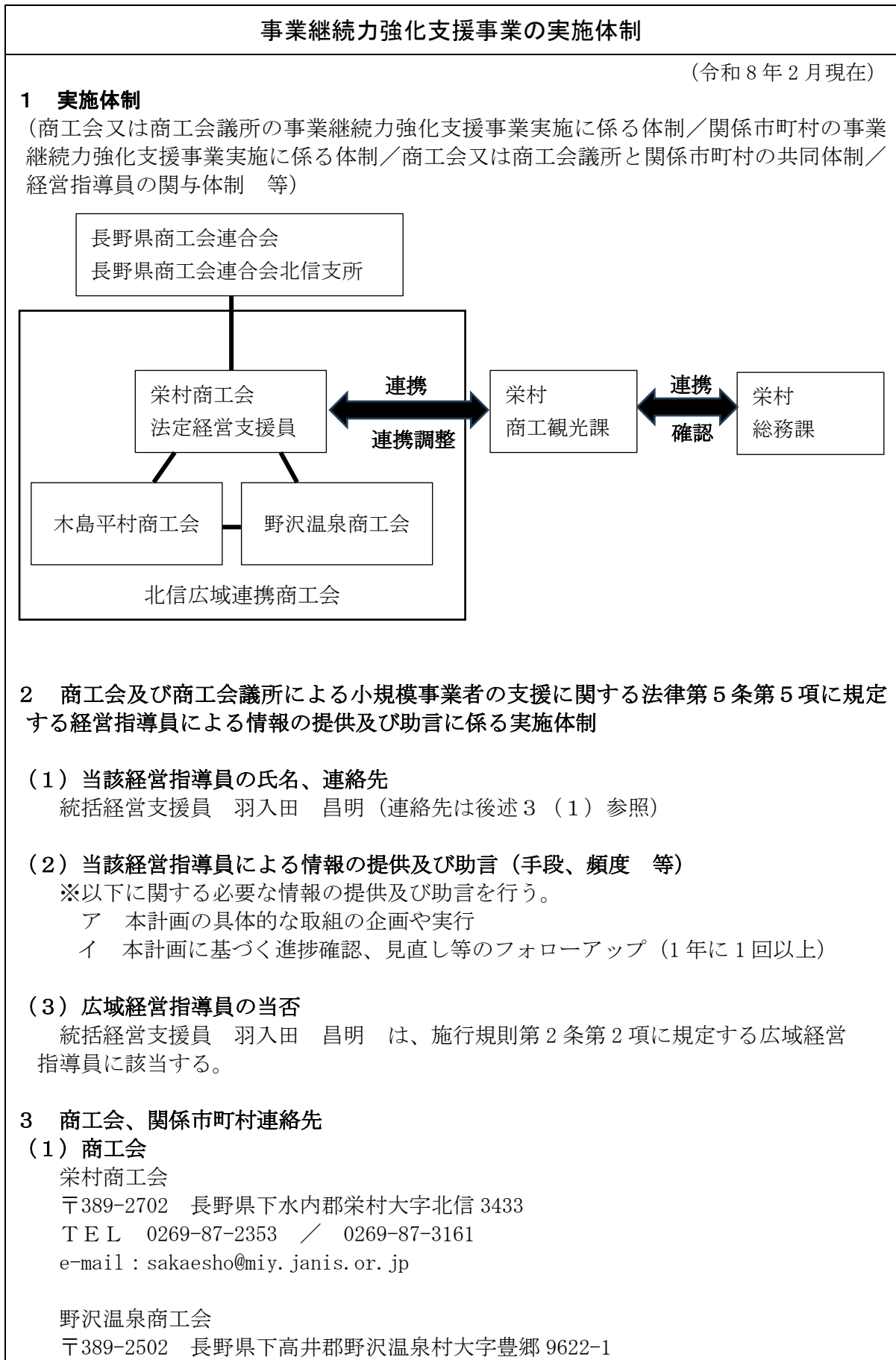
- ア 相談窓口の開設方法について、栄村役場と相談する。(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- イ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ウ 地区内の事業所の被害状況の詳細を確認する。
- エ 応急時に有効な被災事業者施策(国や県、村等の施策)について、地区内の小規模事業者へ周知する。
- オ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### (5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ア 県の方針に従って、復旧・復興支援方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- イ 金融・労働・補助金を中心に被災事業者に対する具体的な実支援を行う。
- オ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、商工会危機管理マニュアルに基づき、木島平村商工会、栄村商工会からの応援を要請する。それでも足りない場合は、長野県商工会連合会と相談する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



TEL 0269-85-2692 / FAX 0269-85-4034  
e-mail : nosho@nozawaonsensho.com

木島平村商工会

〒389-2302 長野県下高井郡木島平村大字往郷 911-7

TEL 0269-82-3994 / FAX 0269-82-3990

e-mail : kijimaso@pal.kijimadaira.jp

## (2) 関係市町村

長野県商工会連合会

〒380-0936 長野県長野市大字中御所岡田町 131-10

TEL 026-228-2131 / FAX 026-226-4996

e-mail : shokoren@nagano-sci.or.jp

長野県商工会連合会北信支所

〒380-0936 長野県長野市大字中御所岡田町 131-10

TEL 026-228-2153 / FAX 026-226-4996

e-mail : tohokushin@nagano-sci.or.jp

栄村役場 商工観光課

〒389-2702 長野県下水内郡栄村北信 2903

TEL 0269-87-3355 / FAX 0269-87-2280

e-mail : kankou@vill.sakae.nagano.jp

栄村役場 総務課

〒389-2702 長野県下水内郡栄村北信 3433

TEL 0269-87-3111 / FAX 0269-87-3083

e-mail : info@vill.sakae.nagano.jp

### ※ その他

・上記内容について変更が生じた場合（生じるおそれがある場合を含む。）は、あらかじめ県に相談する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1 必要な資金の額

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	220	220	220	220	220
・ 専門家派遣費	110	110	110	110	110
・ 協議会運営費	20	20	20	20	20
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ パンプ、チラシ 作成費	20	20	20	20	20
・ 防災備品等及び 備蓄品等	20	20	20	20	20

2 調達方法

調達方法

会費収入、長野県補助金、栄村補助金、事業収入 等

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

<b>連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名</b>
株式会社 アールビーエージェンシー 長野支店 住所 〒381-0023 長野県長野市風間 1100-198 長野支店長 宮崎 孝
<b>連携して実施する事業の内容</b>
<ol style="list-style-type: none"><li>1 小規模事業者に対する災害リスクの周知を行う</li><li>2 事業所立地場所の自然災害のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水害補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明を行う</li><li>3 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的のものを含む）策定による実効性ある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言をしてもらう。</li><li>4 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施してもらう。</li></ol>
<b>連携して事業を実施する者の役割</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 損害保険の見直し</li><li>・ 被災時の復旧に必要な費用算定</li><li>・ 事業継続の為の運転資金の試算</li><li>・ BCP セミナーの開催</li></ul>
<b>連携体制図等</b>
<pre>graph TD; A[栄村商工会 主任経営支援員等] &lt;--&gt; 連携 連携調整  B["(株)アールビーエージェンシー 長野支店"]; A --&gt; C[地域の小規模事業者]; C --- D["・ 災害リスクの周知 ・ 啓発セミナー ・ 事業者BCP策定 ・ 専門家派遣 ・ 効果的訓練"]</pre>